

令和6年度滋賀県職員  
(心理判定員・児童福祉司・自立支援員・児童指導員・保育士・  
職業訓練指導員(建築科))  
採用選考 第1次考査受験案内  
(令和6年7月1日採用予定)

令和6年3月22日  
滋 賀 県

○ 第1次考査期日および場所

第1日 教養試験

令和6年5月5日(日) 滋賀県庁

第2日 論文試験、面接試験および適性検査

令和6年5月12日(日) 滋賀県庁

○ 受付期間

(持参の場合)

令和6年3月22日(金)～令和6年4月19日(金)

(郵送の場合)

令和6年3月22日(金)～令和6年4月18日(木) (消印有効)

(インターネットの場合)

令和6年3月22日(金)～令和6年4月18日(木)

○ 感染症対策について

- 1 学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症(新型コロナウイルス感染症など)に罹患し治癒していない方や、当日発熱がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。

明らかに体調不良であると認められる場合には、退室いただくことがあります。

- 2 マスクの着用については、個人の判断に委ねます。ただし、咳などの風邪症状がある場合は、感染を拡げないためマスクを着用してください。

なお、マスク着用の有無にかかわらず、建物入口での手指消毒やこまめな手洗いをお願いします。

- 3 試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けますので、体温調節しやすい服装で受験してください。

## ○ 問合せ先

選考区分	問合せ先（住所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号）
心理判定員	【令和6年3月31日まで】 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局 健康福祉政策課 電話 子ども・青少年局 （077）528-3550 健康福祉政策課 （077）528-3511 【令和6年4月1日以降】 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課 子ども若者政策・私学振興課 電話 子ども家庭支援課 （077）528-3554 子ども若者政策・私学振興課 （077）528-3550
児童福祉司	
自立支援員	
児童指導員	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 健康福祉政策課 電話 障害福祉課 （077）528-3541 健康福祉政策課 （077）528-3511
保育士	
職業訓練指導員 （建築科）	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 電話 （077）528-3751

## 1 選考区分

心理判定員、児童福祉司、自立支援員、児童指導員、保育士および職業訓練指導員（建築科）

## 2 採用予定人員および受験資格

採用予定人員および受験資格は、次の表のとおりとします。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

選考区分	採用予定人員	受験資格
心理判定員	2人程度	次のいずれかに該当する者 (1) 4年制大学において、心理学を専修する学科またはこれに相当する課程（臨床心理学を専攻した者に限る。）を修めて卒業後、採用日において2年以上の臨床経験（大学院における演習を含む。）を有する者で、昭和39年4月2日以降に生まれたもの (2) 大学院の修士課程または博士課程前期課程（臨床心理学を専攻した者に限る。）を修了し、かつ、採用日において2年以上の臨床経験（大学院における演習を含む。）を有する者で、昭和39年4月2日以降に生まれたもの
児童福祉司	5人程度	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者（令和6年6月末日までに任用資格を取得する見込みの者を含む。）で、昭和39年4月2日以降に生まれたもの
自立支援員	1人程度	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第82条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者（令和6年6月末日までに資格を取得する見込みの者を含む。）で、昭和39年4月2日以降に生まれたもの
児童指導員	2人程度	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条に規定する児童指導員の資格を有する者（令和6年6月末日までに資格を取得する見込みの者を含む。）で、昭和39年4月2日以降に生まれたもの

保育士	1人程度	児童福祉法第18条の18第1項の規定による保育士の登録を受けた者（令和6年6月末日までに登録を受ける見込みの者を含む。）で、昭和39年4月2日以降に生まれたもの
職業訓練指導員（建築科）	2人程度	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条に規定する職業訓練指導員免許（建築科）を有する者（令和6年6月末日までに免許を取得する見込みの者を含む。）で、昭和39年4月2日以降に生まれたもの

### 3 勤務の条件

#### (1) 採用の時期および勤務先

選考区分	採用の時期	勤務先
心理判定員	令和6年7月1日	各子ども家庭相談センター、精神保健福祉センター等
児童福祉司	令和6年7月1日	各子ども家庭相談センター等
自立支援員	令和6年7月1日	淡海学園等
児童指導員	令和6年7月1日	近江学園、各子ども家庭相談センター、淡海学園等
保育士	令和6年7月1日	近江学園、各子ども家庭相談センター、淡海学園、小児保健医療センター等
職業訓練指導員（建築科）	令和6年7月1日	高等技術専門校等

#### (2) 給与

選考区分	給料	【参考】 免許等取得後の経験が20年ある場合
心理判定員	4年制大学卒の者で月額224,997円	月額350,019円
児童福祉司	社会福祉主事たる資格を得た後3年間児童福祉事業に従事した者で 月額230,480円	月額350,019円
自立支援員	4年制大学卒の者で月額224,352円	月額357,759円
児童指導員	4年制大学卒の者で月額224,352円	月額357,759円
保育士	短大2卒の者で月額209,732円	月額347,977円
職業訓練指導員（建築科）	月額217,579円	月額350,019円

注1 給料の欄に掲げる額には地域手当を含みます。給料の他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、給料の欄に掲げる額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和6年1月1日現在のものです。

- 2 昇給は、原則として毎年1回行われます。
- 3 参考欄の給料は、同種の職務に従事した経験が20年ある場合のものです（地域手当を含む。）。学歴や職務の内容、勤務形態等により異なります。

#### 4 第1次考査

##### (1) 日時および場所

###### ア 第1日 教養試験

日時 令和6年5月5日（日）

9時45分（集合時間9時15分）から正午頃まで

場所 滋賀県庁

※ 第1日の集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。

###### イ 第2日 論文試験、面接試験および適性検査

日時 令和6年5月12日（日）

8時40分から17時頃まで

場所 滋賀県庁

※ 第2日の集合時間および集合場所の詳細は、第1日に試験会場で通知します。

※ 第2日に実施する論文試験、面接試験および適性検査は、教養試験の成績上位者についてのみ行います。

##### (2) 方法

大学卒業程度（保育士にあつては、短大卒業程度）で、次の方法により行います。

###### ア 教養試験

択一式により、公務員として必要な時事、社会・人文、自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について筆記試験を行います。

###### イ 論文試験

識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

###### ウ 面接試験

1の選考区分に応じて必要な知識および技能ならびに公務遂行能力等について試験を行います。

###### エ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います（第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話、スマートウォッチ等の使用はできません。）。

※ 択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（HBの鉛筆等および消しゴム）を持参してください。

##### (3) 結果発表

令和6年5月下旬に合格者宛て通知します。

## 5 受験手続および受付期間

### (1) 出願票を持参し、または郵送する場合

#### ア 受験手続

イ(ア)の出願時に必要な書類等をウの提出先にエの受付期間内に提出してください。また、イ(イ)の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

#### イ 必要書類等

##### (ア) 出願時に必要な書類等

###### a 出願票 1人1通 (所定の用紙)

###### 交付場所

選考区分	交付場所 (住所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)
心理判定員	【令和6年3月31日まで】
児童福祉司	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局および健康福祉政策課
自立支援員	【令和6年4月1日以降】 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課および子ども若者政策・私学振興課
児童指導員	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課および健康福祉政策課
保育士	
職業訓練指導員 (建築科)	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

※ 郵便または電話で出願票を請求することができます。郵便による請求の場合、郵便はがきの裏面に「令和6年度滋賀県職員（1の選考区分を記入すること。）採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、交付場所に請求してください。

※ 滋賀県のホームページからもダウンロードすることができます。

###### b 郵便はがき 1人1枚 (宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

##### (イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

###### a 履歴書 1人1通 (所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

###### b 写真 1人1枚 (最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

###### c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和6年4月26日(金)までに到着しない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 (077) 528-3153

ウ 提出先

選考区分	提出先（住所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号）
心理判定員	【令和6年3月31日まで】
児童福祉司	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局または健康福祉政策課
自立支援員	【令和6年4月1日以降】 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課または子ども若者政策・私学振興課
児童指導員	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課または健康福祉政策課
保育士	
職業訓練指導員 （建築科）	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

エ 受付期間

出願票は、令和6年3月22日（金）から令和6年4月19日（金）までの各日9時から17時までの時間帯に受け付けます（土曜日および日曜日を除く。）。郵送の場合は、令和6年4月18日（木）までの消印があるものに限り受け付けます（必ず簡易書留により送付してください。）。

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、ウの第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付サービス』アドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/24bc00010100>

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。



イ 受付期間

令和6年3月22日（金）正午から令和6年4月18日（木）17時まで  
（システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 履歴書 1人1通（様式は、滋賀県ホームページからダウンロードすること。）

(イ) 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

(ウ) 受験番号通知 1人1通（受験番号を通知するメールを印刷したもの。スマートフォン等に届いたメールの画面を見せていただいても構いません。）

※ 受験番号を通知するメールは、令和6年4月23日（火）以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。）。

※ 令和6年4月26日（金）までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 (077) 528-3153

## 6 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

### ア 公権力の行使に携わる職員の職務の例

選考区分	職務の例
心理判定員	児童福祉法に基づく立入調査等
児童福祉司	
自立支援員	
児童指導員	
保育士	
職業訓練指導員 (建築科)	(ア) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練法人の設立等の認可 (イ) 同法に基づく職業訓練指導員免許の取消し

### イ 公の意思の形成への参画に携わる職員の職

部長級、次長級および課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職

- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

## 7 その他

- (1) 第1次考査合格者については、令和6年6月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和6年6月中旬に採用の通知をします。
- (3) 採用予定日において、受験資格に掲げる要件を満たさない場合は、最終合格後であっても採用されません。